

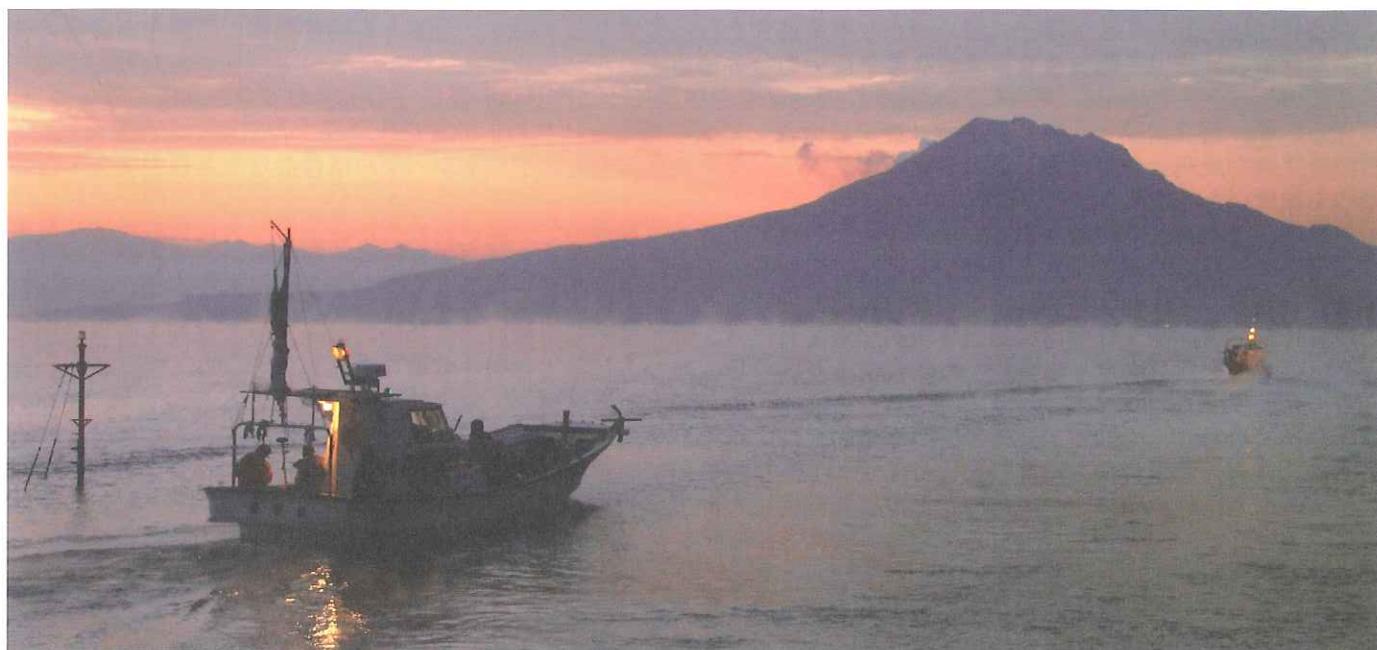
鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年) January 1月号

新年のごあいさつ



夜明け前の出港 重富港【姶良市】(写真提供者:村山 隆氏)

目次 CONTENTS

さくらじま	1
新年のごあいさつ 労働基準協会会长	2
新年のごあいさつ 鹿児島労働局長	3
介護施設を対象とした 労務管理ワークショップを開催しました	4
労務管理あれこれ	5
鹿児島県の特定(産業別)最低賃金が改定されました	6
「くるみん」認定企業、新「くるみんマーク」と 「プラチナくるみんマーク」の誕生案内	7

改正パートタイム労働法等説明会開催のご案内	7
タバコのお話	8
平成26年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	9
平成26年業種別死傷災害発生状況(11月末)	9
「ヘルスサポートセンター鹿児島」健診のご案内	10
平成26年度全国産業安全衛生大会に参加して	11
平成26年度安全衛生教育促進運動のお知らせ	12~13
ライン管理者コーチングセミナー開催のご案内	14~15
平成27年2月の講習開催のご案内	16

さくらじま

昨年末の選挙から約半月、期待を担った新しい年が明けた。今年は、果たしてどんな年になるのだろうか。ところで、毎年この時期に目にするあの楽しいコマーシャルは今年も流れているのだろうか。「お正月を写そう…」のCMであるが、私は、これを見ると、つい「笑う門には福来たる」の諺を連想してしまう。しかし残念ながら、最近、多くの日本人は、この諺を忘れてしまっていたような気がしてならない。失われた10年あるいは20年ともいわれる状況の下で、国内企業の多くは業績が伸び悩み、労使共に笑いあう機会が少なくなっていたのではなかろうか。先のCMの会社で

は、急激なフィルム需要の減という危機的状況の中で、フィルム製造技術も利用しながら、いち早く、化粧品等のライフサイエンス部門に乗り出すことを決め、厳しい環境を社内の様々な立場の人達の協力で乗り切ったと聞いている。そこには、労使が手を取り合い努力する姿、そして笑いあう声が聞こえてくるようである。景気回復への努力が続き雇用情勢も改善傾向の中、国内には、日本人本来の勤勉性とレベルの高いもの作り技術がまだ存在している。そして、様々な和の文化の海外進出も加速してきている。今年は、復活する日本企業が増え、国民・労使が共に笑いあえる年、そして多くの若者に希望を与えられる年になることを期待したい。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

会長 諏訪 健作

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年は、年末に衆議院議員選挙が行われ日本経済の景気回復に期待感が高まる中、戦後最悪と言われる御嶽山（おんたけさん）の火山噴火による災害、広島で発生した土砂災害、東日本大地震の余震による災害等、自然災害による不安を抱えた一年がありました。

明るい話題では、宇宙探査の将来を担う小惑星探査機「はやぶさ2」の打ち上げの成功に日本中が沸いたこと等であります。

このような情勢のもと、当協会の事業運営につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいたしましたことを心より感謝申し上げます。

また、当協会の懸案事業でありました健診施設の建て替え工事が無事終了し、名称も「ヘルスサポートセンター鹿児島」として新たなスタートができましたことを重ねてお礼申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行って参りますので、今後とも関係機関のご指導と会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

さて、昨年の事業として、第一に、「労働条件の確保や労働福祉の増進対策」及び「労働者の安全と健康の確保対策」に係る広報・啓発活動として、機関紙「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会の開催や全国安全週間・労働衛生週間説明会並びに鹿児島労働安全衛生大会、ゼロ災害運動危険予知トレーナー研修会など各種説明会や研修会等を開催いたしました。

第二に、技能講習等の講習事業では、年間の講習実施計画に基づいて、鹿児島教習所において各種運転講習・就業制限業務をはじめ、作業主任者講習を実施し、資格者の養成に努めました。

また、事業者に代わり特別教育、職長教育など安全衛生教育を県内8支部と連携をとりながら実施しました。

第三に、健康診断・作業環境測定事業につきましては、昨年整備した健康診断施設に加え、健診車両1台を追加導入し、併せて健診スタッフの養成、最新鋭医療機器の導入及び各種検査体制を整備しました。

この結果、多くの受診者の受け入れが可能となり、きめ細かい巡回健診、室内健診を実施することができ、疾病的早期発見はもちろん生活習慣病の予防や健康の保持・増進等を図ることができました。

また、有害作業場の作業環境測定につきましても、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、石綿、電離放射線等の各種作業環境測定を行うとともに精度管理の向上に努めてまいりました。

この他、県内各支部においては、本事業の一層のきめ細かい推進をはじめ労働保険の事務組合などの会員事業場サービス等も実施してまいりました。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施して参りますとともに、2月20日に「労働災害防止研修会」を鹿児島市で開催する予定であり、今後とも県内の労働災害防止対策の充実並びに労働衛生管理の向上に大いに寄与していく所存でございます。

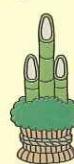
今年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご祝詞申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

平成27年元旦



会長
副会長
副会長
副会長

鹿児島支部長
川内支部長
鹿屋支部長
加治木支部長
加世田支部長
志布志支部長
大島支部長
種子島支部長代行

諏訪 健作
下堂蘭野
泰潤裕
森木山
木西
久木野
吉田
羽生吉
本

専務理事





新年のごあいさつ

鹿児島労働局

局長 岩崎 修

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれては、鹿児島労働安全衛生大会の開催、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施、労働災害防止のための教育・研修の開催、ヘルスサポートセンター鹿児島での健康診断の実施等、年間を通した幅広い活動に敬意を表します。

さて、最近の我が国の雇用失業情勢については、景気が緩やかに回復しつつある中で、一部に厳しさがみられるものの、着実に改善が続いているところです。

鹿児島労働局管内の有効求人倍率は、昨年10月末時点では0.78倍と全国平均より低い水準にあるものの緩やかに改善しており、一部において人手不足感が顕著になっております。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

まず、雇用の安定を図るために、公的職業訓練の活用や、県内でも4割を超える非正規労働者を正規労働者へ転換する業務の推進に取り組んでいます。

昨年7月から9月にかけて、「人手不足分野における雇用管理改善の推進及び非正規雇用労働者の正社員転換等の促進」に係るキャンペーンを実施し、各経済団体や業界団体等を訪問し、雇用管理改善等に係る要請を行ったところであり、今後ともこの取組を推進いたします。

また、学生・生徒の更なる就職内定率の向上や、就職後の職場への定着促進のため、大学や事業所と連携した一層の支援の取組が重要なところです。

さらに、主体的に雇用創造に取り組む地域等の雇用機会創出の推進、希望者全員が65歳まで働く企業を増やすため、高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導、平成25年4月からの障害者雇用率引上げに伴う障害者の就労支援に向けた障害者雇用率未達成企業への指導などの施策に積極的に取り組んでまいります。

次に、働く者の権利を守るために、管内の情報把握に努め、労働基準関係法令の周知・徹底を図るとともに、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案等については、的確な監督指導等を迅速に実施し、重大・悪質事案については厳正に対処することとします。

また、解雇や賃金不払等の申告・相談については、早期解決を図るために優先的に適切な対応を図るとともに、長時間労働の抑制や休暇取得促進、過重労働による健康障害の防止対策、労働時間管理の適正化による賃金不払残業の解消、最低賃金額の周知と遵守の徹底、第12次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策、職場における健康確保対策及び迅速・適正な労災補償対策等の推進に取り組んでまいります。

次に、男女とも活躍できる雇用環境を確保するために、職場における男女の均等確保及び仕事と家庭が両立しやすい雇用環境の整備を推進してまいります。特に改訂日本再興戦略において、成長戦略の重要課題のひとつとされている女性の活躍推進のため、企業におけるポジティブ・アクションの取組促進や女性の活躍状況の開示についての働きかけに取り組んでまいります。

また、パートタイム労働者がその働きなどに見合った待遇を受け、能力を發揮できるよう、改正パートタイム労働法の円滑な施行に向けた取組を進めてまいります。

次に、労働保険の適用促進と労働保険料の適正徴収については、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担の観点などから、未手続事業一掃対策に引き続き取り組むとともに、適正な保険料の申告・納付が行われるよう、周知・広報に努めてまいります。また、電子申請の利用率向上が求められている中、年度更新手続における電子申請の利用拡大についても、一層の周知を図ってまいります。

さらに、個別労働紛争制度の積極的な運用については、労働条件をはじめ、労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争が相当数に上っており、個別労働紛争に対する相談、助言・指導、あっせんを行い、個別労働紛争の簡易かつ迅速な解決を図ってまいります。

鹿児島労働局としては、新年においても、総合労働行政機関として、雇用対策、労働条件・安全衛生の確保、男女の均等な雇用機会の確保等、労働者が安心して働くことのできる環境づくりや支援に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のために、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならぬと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

謹んで新年の お慶びを申し上げます

平成27年元旦



鹿児島労働局

局長	岩崎 修
総務部 部長	上澤 宏史
総務課長	里 喜大
企画室長	折元 浩二
労働保険徴収室長	吉岡 一徳
労働基準部 部長	小泉 明久
監督課長	稻富 正則
賃金室長	夏迫 昭人
健康安全課長	上田 裕久
労災補償課長	細田 豊
職業安定部 部長	松岡 宗寛
職業安定課長	平田 正知
需給調整事業室長	里村 秀一郎
職業対策課長	末吉 克朗
雇用均等室長	地方訓練受講者支援室長 甲斐 健能枝
鹿児島労働基準監督署 署長	上田 拓夫
川内労働基準監督署 署長	大澤 隆
鹿屋労働基準監督署 署長	山崎 秀一
加治木労働基準監督署 署長	水溜 栄作
名瀬労働基準監督署 署長	中村 健吾

介護施設を対象とした 労務管理ワークショップを開催しました

鹿児島労働局監督課

平成26年10月31日（金）と平成26年11月13日（木）の両日、かごしま県民交流センターにおいて、介護施設における労務管理の自主的改善をめざし「労務管理ワークショップ」を開催しました。

ワークショップとは「共同作業」という意味であり、両日を合わせ41名の施設長や事務長及び労務管理の担当者が参加し、延べ8グループで労働環境の現状や問題点の改善方法などについて、自主的な話し合いがなされました。

誰もが仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護や、地域、自己啓発等にかかる個人の時間が持て健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが社会の流れになっている中、これを実現できている事業者はまだまだ少数であるのが現状です。特に介護施設や病院などの社会福祉施設等においては、夜勤を含む変則勤務があり、心身の負担が大きく離職者も少なくない現状の中で、仕事と生活の調和は大きな課題です。

今回のワークショップでは、各施設が目指す将来像を「働きやすい職場環境の実現」とし、その実現のために労働環境の問題点や改善方法について、グループ討議を行いました。また、これらの討論に基づいて、社会保険労務士資格をもつ専門のコンサルタントと一緒に、当面の取組、長期的な取組、そして最終的なゴール目標といった改善プランの作成方法も体験しました。各グループともすぐにうちとけ積極的な発言が行われ、参加者からは「進んだ事業場の取組についても聞くことができ参考になった」、「複数の事業場の担当者とコミュニケーションがとりやすくなった」、「継続的にこのような研修が行われることが必要だと思う」、「できたら宿題のない研修をお願いします」等の意見が出されました。

皆様方の職場でも、働きがいのあるより良い職場とするため、一度このようなワークショップを活用しては如何でしょうか。一度に全てを解決するのは難しいですが、少しづつ、できることから取り組んでいくことが大切だと思います。

鹿児島労働局監督課では、ワークショップに取り組んだり、取り組みを検討している事業場に専門のコンサルタントを無料で派遣しております。また、コンサルタントは、一般的な労務管理のご相談にも対応しますので、お気軽にお問い合わせください。



アクションプラン記入シート

事業場名 [B]

ミッション (組織の存在理由)	※今回は省略
ビジョン (組織が目指す将来像)	働きやすい職場環境の実現
現状分析 (ビジョンに対して現状を分析)	有給休暇 退職（メンタル不調等、引退等） 人員不足 経営理念
課題 (ビジョンと現状との間にあらゆるギャップ)	人手不足 → 有給取得ができない。

課題解決・ゴール達成に向けた取組計画	
スケジュール	課題解決に向けた取組
長期的(3年程度)な取組	①職員への意識改革を進める。消化率80%以上の職員は表彰する。 ②定期的休暇をリフレッシュ休暇など、計画的な休暇取得の制度を整備する。
中期的(1年程度)の取組	①今年度上期(4~9月)の現状把握をし、50%未満を達成するための必要な人員を割り出す ②課題解決に向けた取り組み案を話し合う 労働者へのアンケート(意見)を集める
当面(3か月程度)の取組	



労務管理あれこれ

年休に対する賃金で歩合給部分の扱いは

鹿児島労働局監督課

(Q) 当社では、営業部門の従業員に対しては、基本給、諸手当のほか、その従業員の販売実績に応じて歩合給を支払っており、その額は月平均3万～4万円程度です。

ところで当社では、営業部門の従業員が年次有給休暇を取得した場合には、基本給、諸手当及びその月の実際の販売実績に応じた歩合給を支給しているのですが、先日営業部門の従業員に、「年休取得日の歩合給も支払うべきではないか」といわれました。当社としては、年休取得日の歩合給まで支給する必要はないと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(A) 1日当たりの歩合給を算出し加算して支給を

使用者は、労働者が、年次有給休暇を取得した日についても賃金を支払わなければなりません（労働基準法第39条第7項）。そして、年休に対し支払うべき賃金について、同項は次の3つの支払い方法を定めています。

- ① 法第12条に定める平均賃金
- ② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ③ 健康保険法による標準報酬日額に相当する金額

①の平均賃金は、年休取得日以前3か月間に労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定します。

この賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されませんが、家族手当、通勤手当、残業手当などのほか、歩合給、宿日直手当などもすべて算入しなければなりません。

②の通常の賃金によって支払われる場合は、日給者、月給者が年休を取得した日についても、出勤したものとしてそのまま日給額、月給額を支払えば有給として取り扱ったことになります。

③の標準報酬日額に相当する金額を支払う場合については、労使協定を締結しなければなりませんから、原則は前記①または②の方法によることになります。③の方法は極めて例外的なものです。

さて、ご質問から察しますに、御社は、②の方法を採用していると思われますので、②についてみていくことにします。

②の支払い方法については、前述のとおりですが、歩合給についてはどう扱えばよいのでしょうか。

極端な例ですが、仮にすべて歩合給の労働者が、ある月に年休を取得したとして、その労働者が、年休取得日を除いたその月の労働によって20万円の歩合給を得た場合に、20万円のみを支給したのでは、休んだ分だけ収入が減ることになり、欠勤と同じことになってしまいます。

このような扱いでは、月の半分年休を取得したとすると、その労働者のその月の賃金は普段の約半分になってしまうことになります。

通常の賃金によって支払われる場合とは、年休を取得した日も、賃金については出勤したものとして取り扱うというものです。

したがって、このような場合の年休に対する賃金は、歩合給についても出勤して普通どおり働いたとすれば得られたであろう歩合給額を支給しなければなりません。

その額は、労働基準法施行規則第25条第6号により、その賃金算定期間に出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における1日平均所定労働時間を乗じた金額となります。

例をあげて説明しますと、年休を取得した労働者が、その月に時間外を含め200時間働き、4万円の歩合給を得ていた場合は、

$$4\text{万円} \div 200\text{時間} = 200\text{円}$$

すなわち、この労働者は、1時間当たり200円の歩合給を得ていることになります。この会社の1日の所定労働時間が8時間だとすると、

$$200\text{円} \times 8\text{時間} = 1600\text{円}$$

となり、この額を1日の年休の歩合給として支払わなければなりません。

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改定されました。

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県の各特定（産業別）最低賃金が次のとおり改定されました。

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **720円**

効力発生日 **平成27年1月4日**

○百貨店、総合スーパー

時間額 **693円**

効力発生日 **平成26年12月26日**

○自動車（新車）小売業

時間額 **748円**

効力発生日 **平成26年12月17日**

特定（産業別）最低賃金の改定については、平成26年9月9日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、同審議会では平成26年10月1日から11月5日にかけて計12回の審議を行い、その結果、同審議会から3つの特定（産業別）最低賃金のいずれも現行時間額を引き上げる旨の答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改定することになったものです。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、平成25年12月28日に発効した時間額710円より10円、百貨店、総合スーパーは、平成25年12月28日に発効した時間額685円より8円、自動車（新車）小売業は、平成25年12月27日に発効した時間額735円より13円の引き上げとなっておりますので、ご注意いただき、適切な対応をお願いします。

なお、これにより、先に改定され平成26年10月19日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額 678円】と併せ、平成26年度の最低賃金改定手続きはすべて終了したことになります。

当局ホームページには、これら改定された最低賃金についての一覧表の他、賃金の支払われ方（時間給、日給、月給）による最低賃金との比較方法や、実際に支払われている賃金が最低賃金額を上回っているかどうかを確認できるプログラムなどもありますのでご覧ください。

「確かめよう 労働条件」 (労働条件に関する総合情報サイト) の開設について

鹿児島労働局監督課

● 労働条件に関する総合情報サイト
● 確かめよう 労働条件

厚生労働省では過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、労働条件や労務管理上の疑問点を確認できる総合情報サイト「確かめよう 労働条件」(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>)を開設しました。

サイトには、このようなメニューを掲載しています。

- Q & A ● 法令・制度のご紹介 ● 相談機関のご紹介
- 行政の取組 ● 裁判例

「確かめよう 労働条件」で検索！
携帯電話スマホでも



今年度7社目の「くるみん」認定企業が出ました

鹿児島労働局雇用均等室

次世代育成支援対策法に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、認定を受けることができますが、今般、下記法人の認定が決定しました。

（平成26年11月17日決定）

- 医療法人 玲心会 1回目（曾於郡大崎町）

同法人は、職員に対して両立支援制度等の説明を行ったり、社内アンケート等で職員の要望を把握し、子育て中の労働者に対する支援に活用されています。また、バースデー休暇の導入で年次有給休暇の取得を促進するなど、男女ともに働きやすい環境づくりに努められています。

これまでの認定企業の取組例や改正法の詳細については、鹿児島労働局ホームページに掲載されています。



認定マーク：愛称「くるみん」

新「くるみんマーク」と 「プラチナくるみんマーク」が誕生しました!!

鹿児島労働局雇用均等室

厚生労働省は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）の改正に伴い、「くるみんマーク」の見直しを行い、新しい「くるみんマーク」と、「プラチナくるみんマーク」を作成しました。

現行のくるみんマークでは、認定を受けた年度を記載していました。認定を複数回取得している企業が増加していく現状を踏まえ、新「くるみんマーク」は、こうした企業を評価し、取得回数が一目でわかるよう、取得回数に応じて星が増えていくマークとしました。

「プラチナくるみんマーク」は、くるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けた場合に表示できるマークです。

プラチナくるみんマークには、マントと王冠をつけ、くるみんマーク取得企業よりも両立支援の取組が進んでいることを表現しています。

なお、次世代法は、法律の有効期限を10年間延長し、特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設され、平成27年4月1日から施行されます。

「くるみんマーク」さらに「プラチナくるみん」をめざして、次世代育成支援にお取り組みください。

改正次世代法、くるみん認定、特例認定（プラチナくるみん認定）等についてのお問い合わせは、鹿児島労働局雇用均等室へ。（099-222-8446）



新「くるみんマーク」

特例認定マーク：
愛称「プラチナくるみん」

改正パートタイム労働法等説明会開催のご案内

鹿児島労働局雇用均等室

平成27年4月に施行される、改正パートタイム労働法及び改正次世代育成支援対策推進法の改正内容等について理解を深めていただくため説明会を開催します。

【鹿児島会場】日時	平成27年1月20日（火）13：30～	会場	鹿児島県医師会館（鹿児島市中央町8-1）
【鹿屋会場】日時	平成27年1月28日（水）13：15～	会場	鹿屋商工会議所（鹿屋市新川町600）
【霧島会場】日時	平成27年1月30日（金）13：15～	会場	霧島商工会議所（霧島市人材育成センター） (霧島市国分中央3-44-36)
【奄美会場】日時	平成27年2月4日（水）13：30～	会場	奄美文化センター（奄美市名瀬長浜町517）

詳細につきましては、今後HP等へ掲載しますが、お問合せ・連絡先は 鹿児島労働局雇用均等室（〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1-2 F TEL 099-222-8446）へ

タバコのお話

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 小田原

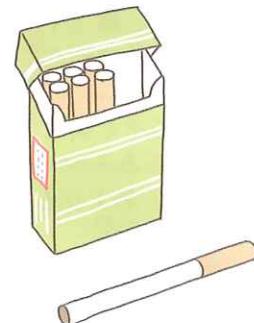
努

今回はタバコを吸う方には耳の痛いお話しになりそうですが、喫煙の害について再度整理してみたいと思います。今年6月に労働安全衛生法が改正され、受動喫煙防止の対策が事業所の努力義務になりました。具体的には、受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とし、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等に係る必要な援助に努めるというものです。

タバコの害は広く知られ、またタバコそのものの値段がかなり上昇してきていることからも、喫煙者の数はここ20年で、男性は55%から34%へと減少してきています。しかし女性の喫煙者は9%前後で横ばいです。鹿児島県は実はまだまだ男性の喫煙者の割合は高く、ヘルスサポートセンター鹿児島のデータでは、20代から40代までは喫煙者が50%を超えていたのが現状です。タバコの煙に含まれる有害物質は全部で200種類以上あるとされ、明らかにがんを起こすというガム原物質も15種類程同定されています。タバコの煙は本人が吸い込んでいる主流煙と燃えているタバコから立ち上る副流煙があります。副流煙が主流煙より有害物質が多いとされ、実際に夫も妻もタバコを吸わない妻の肺がんでの死亡率を1とすると、妻はタバコを吸わないのに、夫がタバコを20本以上吸う妻の肺がん死亡率は1.9倍であるという調査結果もあります。副流煙を吸い込んで肺がんになっている可能性が高いと思われます。

また最近、お酒を飲んで赤くなる方は、咽喉や食道のがんになる可能性が高いという報告が多くなっています。お酒を飲むと体の中でアセトアルデヒドという物質に変換されますが、このアセトアルデヒドが二日酔いや顔が赤くなる原因物質とされています。日本人はこのアセトアルデヒドを再度分解して体の外に出す酵素が少ない人が多いとされ、お酒の飲めない人や飲んでもすぐ赤くなる人が多いとされています。このアセトアルデヒドががんを起こす原因とされており、お酒を飲んで赤くなる人や、昔コップ1杯のお酒で赤くなっていたが、今は鍛えられて飲めるようになった方は食道がんなどになる可能性が高いとされています。この方々が更にタバコを吸うとお酒もタバコも吸わない方の30倍ぐらい食道がんになりやすいとされており、注意が必要です。

タバコは一箱470円とすると、1か月で13,800円、1年で167,900円、10年で1,679,000円を煙としていることとなります。健康の面、経済的な面からもその1本吸うのをやめてみませんか？



セミナー・研修のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

現在、次のセミナー・研修の受講者を募集しています。

当協会までお問い合わせ下さい。

名称	期日	場所	詳細
雇用管理研修（建設業向け）	27年1月23日	鹿児島市	鹿児島労基
職場リーダー向けリスクアセスメント研修	27年2月4日	鹿児島市	12月号掲載
労働災害防止研修（全産業向け）	27年2月20日	鹿児島市	
ライン管理者コーチングセミナー	27年2月24日・25日	鹿児島市	鹿児島労基1月号掲載

記事の訂正について

鹿児島労働局企画室

平成26年12月1日発行した本紙8ページ掲載のグラフ3（あっせん申請の受理内容）の内訳について、次のとおり誤りがありました。訂正のうえ深くおわび申し上げます。

25年度上半期の分について

- ・退職関係 （誤）13件→（正）12件
- ・その他 （誤）5件→（正）6件

平成26年度 鹿児島県労働災害防止研修会の開催について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成26年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

平成26年の本県における労働災害の発生状況は昨年に比べ増加傾向にあることから、更なる災害防止の取り組みが必要です。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、2月号に掲載の予定です。

日 時：平成27年2月20日（金）13:30～

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

平成26年 業種別死傷災害発生状況（11月末）

	平成26年 死傷者数	鹿児島労働局		増減数 死傷者数	死亡者数
		平成25年 死傷者数	平成25年 死亡者数		
全産業	1401	15	1421	10	-20 5
1 製造業	291	3	296	-5	3
1 食料品製造業	175	1	176	-1	1
4 木材・木製品製造業	18		22	-4	
9 煙草土石製品製造業	12		18	-6	
11~12 金属製品製造業	20		12	8	
13~15 機械機具製造業	23		20	3	
上記以外の製造業	43	2	48	-5	2
2 鉱業	4		5	-1	
3 建設業	227	4	252	-25	-1
1 十木工事業	81	1	93	-12	-2
2 建築工事業	130	3	127	2	3
3 その他の建設業	16		32	-16	
4 運輸交通業	178	3	176	2	3
1 鉄道・航空機業	5		5		
2 道路旅客運送業	19	1	12	7	1
3 道路貨物運送業	154	2	158	-4	2
4 その他の運輸交通業			1	-1	
5 貨物取扱業	10	1	8	2	1
1 陸上貨物取扱業	3		1	2	
2 港湾運送業	7	1	7		1
6 農林業	68		80	-2	-2
1 農業	27		37	-10	
2 林業	41		43	-2	-2
7 畜産・水産業	72	1	79	1	-7
8 商業	212	1	191	21	1
1 鈿売業	36		37	-1	
2 小売業	157	1	135	22	1
3 理美容業			1	-1	
4 その他の商業	19		18	1	
9 金融・広告業	8		17	-9	
11 通信業	10		11	-1	
12 教育・研究業	12		10	2	
13 保健衛生業	150		135	15	
1 医療保健業	67		50	17	
2 社会福祉施設	77		83	-6	
3 その他の保健衛生業	6		2	4	
14 接客娯楽業	88	2	83	1	5
1 旅館業	25	1	23	1	2
2 飲食店	41	1	36	5	1
3 その他の接客娯楽業	22		24	-2	
上記以外の事業	71		78	1	-7
10 映画・演劇業			1		-1
15 清掃・と畜業	42		33		9
16 官公署			1		-1
17 その他の事業	29		43	1	-14
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	157	2	159	-2	2
第三次産業（8~17）	551	3	525	2	26

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。





鹿児島労働衛生センターは、平成26年4月1日からヘルスサポートセンター鹿児島に変わりました。

ヘルスサポートセンター鹿児島

に新しく加わった健康診断『ヘルスサポート健診』を受けてみませんか？

ヘルスサポート健診【午前中で終了(火曜日のみ)】

ご予約は 099-267-6292 まで

総合生活習慣病健診 + 胸部CT

- | | | | |
|---------------|------------------|----------------|--------|
| ● 医師の診察(他覚症状) | ● 視力 | ● 心電図検査 | ● 血液検査 |
| ● 胸部CT | ● 血圧 | ● 腹部超音波検査 | ● 眼底検査 |
| ● 身長・体重(BMI) | ● 腹囲 | ● 便潜血反応検査(2日法) | |
| ● 検尿(糖・蛋白・潜血) | ● 聴力検査(オージオメーター) | ● 胃部X線検査(間接撮影) | |

血液検査

- 末梢血[貧血、炎症反応を検査するものです](赤血球・血色素量・ヘマトクリット値・白血球・血小板)
- 肝機能検査[肝臓の機能を検査するものです](AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP))
- 血中脂質[コレステロールの量を検査するものです](中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)
- 空腹時血糖もしくはヘモグロビンA1c[糖尿病を診断するものです。食事を取られた場合、HbA1cが追加となります。]
- 尿酸[痛風を早期発見するものです] ● 貧血(MCV・MCH・MCHC) ● 肝機能(ZTT・ALP)
- 腎機能[腎臓の機能を検査するものです](クレアチニン) ● 脾機能[脾臓の機能を検査するものです](血清アミラーゼ)
- 貧血(血清鉄) ● 肝機能(LDH・ChE・総蛋白・A/G比・アルブミン・総ビリルビン) ● 腎機能(尿素窒素)
- B型肝炎検査(HBs抗原) ● C型肝炎検査(HCV抗体)

【通常価格】32,508円 → 【特別価格】29,700円

※火曜日のみの実施となりますので特別価格で設定させていただいています。



『ヘルスサポート健診』を受診された方にオプションとして、下記の検査項目を3タイプご用意いたしました。
ご希望で受けられます。詳しくは、ご予約の際にお尋ねください。

● 心臓エコー
6,480円

● 胃カメラへ変更
6,264円

● LOX-index(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクチェック)
10,800円

※記載の料金はすべて税込になります。



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96
TEL. 099-267-6292 FAX. 099-260-1780

[ヘルスサポートセンター鹿児島] 検索

平成26年度 第73回 in 広島 全国産業安全衛生大会に参加して

(公社) 鹿児島県労働基準協会 中川万里

平成26年度全国産業安全衛生大会は、昨年10月22日から10月24日までの3日間、広島市の広島グリーンアリーナを総合会場として開催され、参加する機会を頂き出席して参りましたので体験談等をご報告申し上げます。

本大会は、73回目で中央労働災害防止協会が創立50周年という節目にあたり、全国から多くの方が参加されていました。大会には、鹿児島からも建荷協事務局長の福山等さん、安全コンサルタントの小杉嗣夫さんも参加されており、合流することができました。

また、沖縄県労働基準協会の具志堅均さんとも再会することができ、大会の成果を誓い合いました。

初日の総合集会では、第1部として開会式、表彰式のほか、指差し唱和が行われ、また、「労働災害をこれ以上出さないという強い決意のもと、すべての関係者が一丸となって労働災害に取り組むことを誓う」との大会宣言が行われました。

第2部では、厚生労働省労働基準局の講演、中災防ヘルスケア・トレーナーによる中間体操が行われ、最後に「よろこびを力に…～諦めない心の育て方」と題し、元マラソンランナーの有森裕子さんの特別講演がありました。

有森さんは、オリンピックで銀、銅メダルを獲得したマラソン選手ですが、小さいころからマラソンの才能があったわけではなく、大学までは特に目立った選手ではなかったが、走れる喜びをバネにあきらめずに走り続けたことが成果につながったと話されていました。

2日目は、特別報告・事例報告・講演等（2日間で約180種類）など3会場に分かれて10種の分科会が行われ、1会場で縦十字展が行われました。

最初は、リスクアセスメントマネジメント分科会の「安全と健康を守るこれからの人づくりを考える」と題したパネルディスカッションに参加しました。

そのほか、安全衛生教育分科会、メンタルヘルス／健康づくり分科会等に参加し、安全衛生、健康づくりの取組みについて多くの事例を聞くことができました。

最終日は、縁十字展で色々なイベントに参加し、特に安全用品メーカー出店の保護具、マスクの正しい知識や装着方法を改めて学ぶことができました。

大会を通じて、多くの知識を得ることができ、今後の仕事に生かしていきたいと思います。すばらしい大会に感謝し、庄泉を後にしました。



開会式風景

全国産業安全衛生大会				
リスケアシステム／マネジメントシステム分科会	23	5	24	B1 フェニックスホール
安全管理活動分科会（第1会場）	23	4	24	B2 ヒマワリ
安全管理活動分科会（第2会場）	23	5	24	B2 タリア
相輔・説明等の安全分科会	23	6	24	B2 コスマス
開催日時　毎年平成20年5月6日　会場は都立区民健康会館				



廣島城



原爆ドーム



綠十字展 展示風景

平成26年度 安全衛生教育促進運動について

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、昨年度から「安全衛生教育促進運動」を主唱しています。

本年度も平成26年12月1日から平成27年4月30日までを実施期間として実施することになっています。

事業場におかれましては、安全衛生教育の計画的な実施をお願いし、ご案内と致します。

ストップ労働災害

安全衛生教育促進運動

平成26年度

2014 12/1 → 2015 4/30

事業主の皆さん

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長教育

技能講習・特別教育などが

義務づけられています。



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会が主導し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会及び全国的な労働災害防止団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、国の「安全衛生教育推進要綱」(平成3年1月21日付け基発第39号)や第12次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

正しい知識で安全作業を！

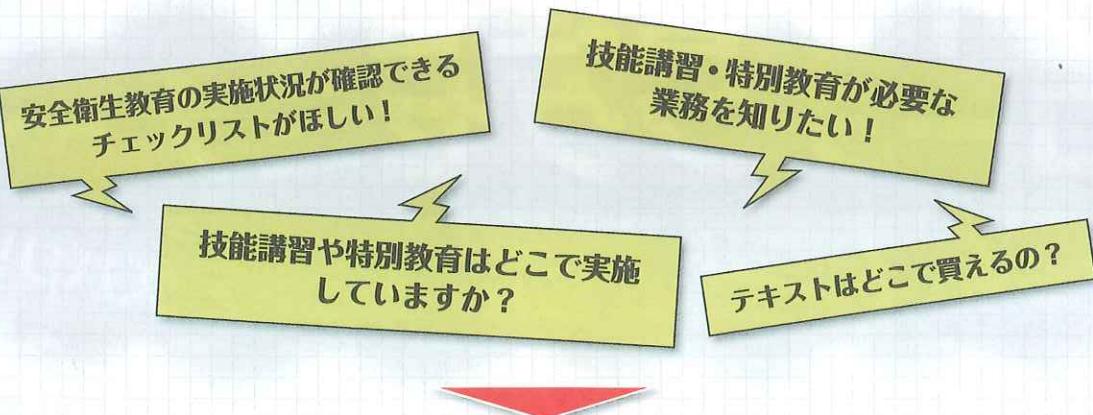
我が国における労働災害は平成26年上半年に増加し、特に死亡災害が大幅に増えていることから、同年8月に厚生労働省から業界団体等に対して「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」（以下「緊急要請」という。）が行われました。

この緊急要請では、雇入時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。

特に **雇入れ時教育**・**職長等教育**・**作業内容変更時教育**。



特別教育等の徹底や**就業制限業務に係る資格取得**は労働安全衛生法で義務づけられており労働災害を防止するうえで重要です。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください

詳しくは[こちら](#) 安全衛生教育促進運動で検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 **03-3452-6296** メール **koho@jisha.or.jp**

- 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、一般社団法人仮設工業会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益財団法人産業医学振興財団、一般社団法人全国登録教習機関協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人日本クレーン協会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、日本労働災害防止推進会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナーの開催について

主催 中央労働災害防止協会

協賛 (公社)鹿児島県労働基準協会

いま企業では、現場で発生する問題や危険を主体的に発見し、これを小集団活動で解決する「現場力」の強化が求められています。

その原動力となるのが、“ライン管理者のコーチング”です。本セミナーは、コーチング能力を鍛え、即現場で実践

できるノウハウを学習してライン管理者のリーダーシップ向上を目指すものです。

当協会は、中央労働災害防止協会と共に標記セミナーを下記のとおり開催することに致しましたのでこの機会に是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。



割引サービスがご利用いただけます！

裏面をご覧ください



現場力強化のための ライン管理者 コーチングセミナー

職場の
コミュニケーション
がよくなる！

小集団活動が
活発になる！

部下が育つ！

ズバリ！
その力は、

ライン管理者のコーチング能力の向上

いま企業では、現場で発生する問題や危険を主体的に発見し、これを小集団活動で解決する「現場力」の強化が求められています。その原動力となるのが、“ライン管理者のコーチング”です。

部下へ目配り・気配り・心配りをして“やる気”にさせ、日々の朝礼、ミーティングが活発化し、そして実践へと動き出すかはライン管理者しだいです。

このセミナーでは、ライン管理者のあるべき姿を踏まえ、コーチング手法を活かした朝礼、ミーティング、作業者への問い合わせなどの実技体験を通じて、「聞く能力」「伝える能力」「部下みずからが実践へと動き出すためのサポート能力」などのコーチング能力を鍛え、即現場で実践できるノウハウを学習して、ライン管理者のリーダーシップ向上を目指します。

▶カリキュラム概要

第1日目 / 9:00～17:00

- 管理者に求められる安全衛生管理の責務（講義）
- 自社の安全衛生管理レベルの現状把握（グループ討議）
- 管理者に必要なコーチング能力（実技）
- 現場力を強化する問題解決ミーティングとコーチング（実技）

第2日目 / 8:50～17:00

- 双方面コミュニケーション手法（実技）
- 企業の事例発表
- コーチング手法を使った活動の実際（実技）
- コーチングで現場力を高める管理者の指導・援助の効果的な推進について（解説）
- 日々の実践へ向けて（討議）



参加要領・申込書

◆開催日程 第15回 平成26年9月25日(木)～26日(金) 燕三条地場産業振興センター(新潟県三条市)
第16回 平成27年2月24日(火)～25日(水) オロシティーホール(鹿児島市)

◆参加対象者 ライン管理者など

◆参加費 新潟県各地区・鹿児島県労働基準協会会員、中災防賛助会員 39,090円 一般事業場 43,200円
(割引料金 新潟県各地区・鹿児島県労働基準協会会員、中災防賛助会員 23,450円 一般事業場 25,920円)
※このセミナーは中小規模事業場の安全衛生活動を支援する割引サービスの対象です。300人未満の事業場で直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控え)」の写しを添えてお申込み(FAX可)いただければ、〔〕内の割引サービスを利用した料金をご受講いただけます。同じ年度内で何度でもこのサービスをご利用いただけます。

◆お申込み方法 下の参加申込書にご記入の上、FAXまたはご郵送をお願いします。参加費は開講日の7日前までに銀行振込か現金書留でお支払いください。キャンセル、参加者変更の場合は、FAX送信後、お電話をお願いします。
参加費を受領後、原則として開講日の14日前までにご連絡担当者あてに参加案内書(会場地図等)をお送りします。万が一、お手許に参加案内書が届かない場合は、お手数ですがご連絡をいただきますようお願いいたします。

◆取消料 ●開講日を含め7日前から取消手数料がかかります。
(1)開講日を含め7日前～開講日前日 参加費の30% (2)開講日当日以降 参加費の100%

◆お問合せ・
お申込み先 中央労働災害防止協会 教育推進部 業務課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1
TEL 03-3452-6257(直通) FAX 03-3453-3449
Eメール zerosai@jisha.or.jp 中災防ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>

参加者の所属事業場が異なる場合には参加事業場ごとにお申込書をお送りください。

現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナー

FAX番号 03-3453-3449	中央労働災害防止協会 教育推進部 行		平成 年 月 日	
※FAXでお送りいただいた後、確認のお電話をお願い致します。 TEL. 03-3452-6257 (業務課直通)				
●開催回 第 回 月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 中災防賛助会員 No. _____ <small>※賛助会員コードNo.(10桁)をご記入下さい。</small> <input type="checkbox"/> 新潟県各地区・鹿児島県労働基準協会会員 <input type="checkbox"/> 一般	<small>この場合、右欄に「割引サービスを利用する」もしくは「右欄に「もく用」を記入ください。」にチェックマーク(✓)を記入して下さい。</small>	<input type="checkbox"/> 割引サービスを利用する <small>年度内2回目以降お申込みの場合の労働保険番号(14桁)記入欄</small> <small>()</small>	
フリガナ				
事業場名				
所在地 (個人でお申込みの場合は自宅住所を記入)	〒 都道府県	TEL		
		FAX		
参加者 所属部署 フリガナ	役職			
氏名				
男・女	年代	□10代	□20代	□30代
		□40代	□50代	□60代以上
参加者 所属部署 フリガナ	役職			
氏名				
男・女	年代	□10代	□20代	□30代
		□40代	□50代	□60代以上
フリガナ	所属・役職			
連絡担当者				
所在地 (個人でお申込みの場合は自宅住所を記入)	〒 都道府県	TEL		
		FAX		
参加費について 月 日	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留	請求書について 領収書について	ご希望の場合は、() 内にご記入ください。 (宛名 : _____) <small>金融機関から発行される振込受領書(明細書)を領収書に代えさせていただきます。 なお、別途必要な方は教育推進部へご連絡ください。</small>	

*ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、当該セミナーの的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することができます。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、右の□内にチェックマーク(✓)をご記入下さい。 □同意しない

平成27年2月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地: 鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島県労働基準協会 [検索](#)

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習等	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/2 ~ 2/6	1/6 ~ 1/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 2/2 ~ 2/3	1/6 ~ 1/9	【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	石綿作業主任者	2/5 ~ 2/6	1/6 ~ 1/9	会員 12,716円 一般 13,716円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	2/12 ~ 2/13	1/13 ~ 1/16	会員 12,824円 一般 13,824円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/16 ~ 2/20	1/19 ~ 1/23	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
		【科目免除者】 2/16 ~ 2/17	1/19 ~ 1/23	【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉掛け	2/16 ~ 2/18	1/19 ~ 1/23	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	2/23 ~ 2/28	1/26 ~ 1/30	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
	床上操作式クレーン運転	2/23 ~ 2/25	1/26 ~ 1/30	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2/25 ~ 2/27	1/26 ~ 1/30	会員 18,440円 一般 19,440円
特別教育	クレーン運転	2/2 ~ 2/3	1/6 ~ 1/9	会員 16,770円 一般 20,010円
	低圧電気取扱	2/12 ~ 2/13	1/13 ~ 1/16	会員 15,768円 一般 19,008円
その他	研削といしの取替え等 (自由研削用)	2/20	1/19 ~ 1/23	会員 10,908円 一般 11,988円
	安全衛生推進者養成講習	2/9 ~ 2/10	1/13 ~ 1/16	会員 12,176円 一般 13,176円
	職場リーダー向けリスクアセスメント研修	2/4	~ 1/16	【正規料金】 会員 25,710円 一般 30,860円 【割引料金】 会員 15,430円 一般 18,520円 割引料金の対象者は、常時利用する労働者が300人未満の事業場であり、労災保険の適用事業場であることです。

<備考>

- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。